

教育委員会会議録

令和7年（2025年）2月定例教育委員会会議

開 会 日	令和7年（2025年）2月27日（木）	
開 会 時 間	午後3時30分 ～午後6時40分	
開 会 場 所	熊本市教育センター 4階 大研修室	
出 席 者	委員 会	遠藤洋路 教育長 西山忠男 委員 苫野一徳 委員 澤栄美 委員 村田楨 委員
	事務 局	須佐美徹 教育次長 小島雅博 教育次長 中村順浩 総括審議員兼教育総務部長 福田衣都子 学校教育部長 他
提 出 議 案	議第8号 教育長の営利企業等の従事について 議第9号 熊本市立小中学校の管理運営に関する規則の一部改正について 議第10号 熊本市いじめ防止基本方針改定について 議第11号 熊本市いじめ防止等対策委員会（臨時部会）委員の委嘱について 議第12号 臨時代理の報告について 議第13号 「校長及び教員としての資質向上に関する指標」改定について 議第14号 タブレット端末の機能設定について 議第15号 熊本市立学校情報セキュリティ対策基準の改訂について	
協 議	(1) 教育職における管理職の女性割合の目標設定について	
報 告	(1) 令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について (2) 小中一貫教育及び小中連携教育に関する調査結果について	
署 名	西山忠男	
	苫野一徳	
会議録作成者	教育政策課 甲斐 まゆみ	

〔開会の宣告〕

遠藤洋路 教育長

令和7年2月定例教育委員会会議を開会いたします。

〔会議の成立〕

遠藤洋路 教育長

本日は、私と3人の委員が出席しております。澤委員は少し遅れられるということで後ほどいらっしゃる予定です。定足数を満たしておりますのでこの会議は成立しております。

会議規則第14条第2項の規定に基づき、会議録署名人の指名を行います。会議録署名人は、西山委員と私とします。よろしくをお願いいたします。

〔公開の審議〕

遠藤洋路 教育長

本日の会議の内容につきましては、会議日程のとおりですが、本日の議事のうち、議第11号 熊本市いじめ防止等対策委員会(臨時部会)委員の委嘱については、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインにおいて、重大事態調査は、対象児童生徒・保護者が希望する場合、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能とされていることから、会議規則第13条第4号「その他の案件」に該当すること、議第12号 臨時代理の報告については、会議規則第13条第2号「教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する案件」に該当することから、非公開の審議が適当と思います。

議第11号及び議第12号につきまして、非公開に賛成の委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

遠藤洋路 教育長

全員賛成により、議第11号、議第12号は、非公開とします。

日程第1 前回国議録承認

遠藤洋路 教育長

それでは、「日程第1 前回国議録承認の件」に入ります。

1月23日開催の令和7年1月定例教育委員会会議録を各委員のお手元に配布しております。この会議録を承認することに、ご異議はありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。前回会議録は、承認することに決定いたします。

日程第2 事務局報告の件

・(1) 事業・行事等報告について

日程第3 議事

・議第8号 教育長の営利企業等の従事について

遠藤 教育長

議第8号 教育長の営利企業等の従事については、私の一身上に関する案件です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、当事者は、議事に参与することができないこととされていますので、議事の進行を第一職務代理者である西山委員にお願いしたいと思います。

西山忠男 委員

それでは、議事の進行を務めさせていただきます。
当事者は議事に参与することができないとの説明がありましたので、教育長の退室をお願いします。

(教育長退室)

《中川 教育政策課長 提出理由説明》

〔採決〕 【原案どおり承認された】

(教育長入室)

遠藤 教育長

では、議事を進行させていただきます。
私は、今の部分参加してませんので、会議録署名人は西山委員と私と言いましたけど、西山委員と今の議事に参加している人が良いと思います。西山委員と苫野委員にお願いしてもよろしいですか。

遠藤 教育長

では、会議録署名人は西山委員と苫野委員といたします。
よろしくお願いたします。

・議第9号 熊本市立小中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

《松岡 指導課長 提出理由説明》

〔採決〕 【原案どおり承認された】

・議第10号 熊本市いじめ防止基本方針改定について

《吉里 麻紀 総合支援課長 提出理由説明》

西山忠男 委員

今、改定のポイント2で調査の主体の話がありましたけど、
いじめ重大事態と思われる通報がこども局にあった場合には
どういう流れになるのでしょうか。

吉里麻紀 総合支援課長

今現在もこども局とは連携をして取り組んでおりまして、重
大事態と思われる案件につきましては、教育委員会で第三者委
員会等を立ち上げる等の対応をしているところでございます。
今後もそのような状況です。

西山忠男 委員

そのこども局との連携のことが全く書かれていない気がす
るんですけど、それは書いておいたほうが分かりやすい気がす
るんですよ。我々だってどういう連携関係になっているのか
よく分からないわけで、そういうこともここに書き込まれたほ
うがいいんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

吉里麻紀 総合支援課長

ありがとうございます。
そのようなところで見直しをしたいと思います。

遠藤洋路 教育長

では、今の点は見直して、改めて修正が必要であれば提案す
るということですかね。

吉里麻紀 総合支援課長

一度検討しまして、ご返答させていただきたいと考えます。

西山忠男 委員

その文章もですけど、何かフロー図みたいなのが1枚あると分かりやすいと思うんですね。通報がこども局に対してあった場合、直接学校にあった場合、教育委員会にあった場合、それぞれどういう流れになるのかという流れ図があればみんな分かりやすいんじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

吉里麻紀 総合支援課長

いじめ重大事態が起きた場合、2つありますけど、不登校、30日以上欠席が続かれたこどもさんで背景にいじめがあった場合、その場合は必ず学校が保護者や本人に確認していじめがないかを確認しますので、必ず学校からの報告が第一義的には教育委員会にあると考えております。

もう一点目は、生命、心身または財産に大きな被害があるような場合、そこも必ず学校現場で把握しまして、そこが第一義的には教育委員会で把握する機会が多いと考えております。こども局にまず相談があるものにつきましてはいろんなケースがあるかとは思いますが、重大事態でありながら学校も教育委員会も把握していないという案件はないと思っております。

遠藤洋路 教育長

資料の一番最後に図がついていますが、これは今、西山委員がおっしゃったようなこども局との関係であるとか、今、課長が説明した重大事態の種類によっての違いというのは書いていない。基本的にはこういうやり方でやりますよということかと思いますが、いろんな場合、この場合にはこういうふうにしますとか、そういう少しこの図を発展させたようなものがあるといいのかもしれないですね。

吉里麻紀 総合支援課長

ありがとうございます。

そのようなところも検討したいと思います。

西山忠男 委員

本来なら学校が教育委員会に相談があるべきところを直接こども局に通報するというのは、やはり何か理由があると思うんですね。学校が信頼できないとか、教育委員会が信頼できないとか、そういう場合にいじめ重大事態の把握を学校側がしていないはずがないとか、教育委員会がしていないはずがないというのはちょっと、そう言い切るのは問題ではないかなと思うんですね。そういう場合でないケースもあるだろうと思いますので、想定外ということがないようにいろんな場合を想定して対処の方法を考えておくべきではないかなというのが私の

吉里麻紀 総合支援課長

意見です。

ありがとうございます。検討いたします。

遠藤洋路 教育長

これまでも実際あったわけですよね。重大事態という認定を学校がしていなかった場合もあったわけで、30日以上欠席する人に対してみんなに聞き取りをするということになったので、そのときに初めて発覚したというものもあったので、今後も今やっている方法では把握できないものもあり得るという前提で考えたほうが良いと思います。

例えば1号事案というんでしょうかね、不登校ではなくて、自傷行為とか自殺未遂をしましたみたいなことがあったけど、学校が把握していないとか、それはあり得ると思うんですよね、今後も。

なので、西山委員がおっしゃるように、どこに相談があってもこの重大事態の調査につながるような入り口の部分、それはしっかり整理しておく必要があるのかなと思いますので、そこはお願いしたいと思います。

苦野一徳 委員

ちょっと十分に理解できているか分からないですけど、いじめ防止対策推進法の28条では、重大事態に関しては速やかに当該学校の設置者またはその設置する学校の下に組織を設けて調査をすると。これを根拠にして今回このような変更がなされたということですけど、ただ保護者やこどもの申出から、先ほど西山委員がおっしゃったように、学校や教育委員会は信頼できないという場合は、教育委員会の判断で第三者機関を設けるというフローということですよね。上位のほうがそうなっているのであれば、それが妥当だろうとは思いますが、学校や教育委員会がその中心になるということに対して疑念を持たれる方もいらっしゃるんじゃないかなと思うんですよね。このあたりどう考えたらいいのかというのを議論したがいいんじゃないかなという気がするんですけど、いかがでしょうか。

吉里麻紀 総合支援課長

ありがとうございます。

現に学校も教育委員会も信頼ができないというお言葉はいただくことがございます。そういった場合は第三者委員会での調査になると思っておりますが、選定自体はこちらの所管でや

苦野一徳 委員

っておりますので、議論は必要と思っております。

いじめ防止対策推進法がそういうことになっているので妥当だと思うんですけど、例えばこども局にある種一元化というか、こういうことというのも議論の余地はあるものなんでしょうか。

吉里麻紀 総合支援課長

法律の流れとしましては、第一義的には設置者である教育委員会で調査をして、その調査に疑義がある場合は市長部局に移るという流れはございますが、最初から市長事務局でということが可能かどうかは少し法的な整理も必要かと思います。

苦野一徳 委員

ありがとうございます。

上位がそうなっている以上、ここでどれくらい幅を持たせられるのかはちょっと分からないんですが、少しだけ懸念が拭えないなという感じがありまして、もし何かご意見があればお聞きしたいなどは、委員の皆さんにも思ったんですが。

遠藤洋路 教育長

法律はいじめ防止対策推進法で、それを見るところに書いてあるいじめ重大事態の調査というのが28条に書いてあるわけですけど、今回の資料になっている図の中でも、この法第28条の調査について、先ほど総合支援課長から説明があったように教育委員会が主体でやるのか、学校が主体でやるのかということだという説明かと思います。

28条を見ると、学校の設置者またはその設置する学校は調査を行うということになっていますので、設置者というのがこの場合は教育委員会となっていますけど、学校設置者というのは教育委員会ではなくて熊本市ですので、熊本市の中に教育委員会以外の部局で調査を行うということが法律上認められないということではないと思います。

大体学校の設置者というと地方公共団体、公立の場合なんですけど、その中で教育に関して権限を持っているのは教育委員会ですから、教育委員会が主に担当するわけですね。ただ、ここに書いてあるいじめの重大事態の調査というのが教育委員会だけの権限なのか、教育委員会以外の部局が担当できるのかというのは、法律上は明らかではないように思いますので、より少し詰めて、例えば地教行法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律という中に熊本市なら熊本市の中で市長部局と

	<p>教育委員会の分担が書いてあるわけですね。役割分担というか、権限関係が書いてあるわけですので、その中で教育委員会の権限に書いてあることにこれが含まれるのは教育委員会がやる、市長部局に権限がないということになるのかもかもしれませんが、もし市長部局で担当することを妨げるものじゃないというような国の解釈があれば、最初から教育委員会以外で担当するという方法もあるのかもかもしれません。それは文科省やあるいはほかの有識者の方にも確認をした上で可能なかどうかというのを議論したほうがいいように思いますね。</p> <p>法律を見るだけでは絶対教育委員会が担当するので、ほかのこども局とか市長部局が担当できないとまで書いてあるのかと言われると、私もちょっとそこはわかには即答はできないなというふうに思いますので、少し検討が必要かなと思います。</p>
苦野一徳 委員	ありがとうございます。
西山忠男 委員	苦野委員のご意見は、教育委員会とは全く無関係な第三者委員会で行うという、そういうこともあり得るんじゃないかというお話ですか。
苦野一徳 委員	そうですね。特に重大事態というのはかなり慎重にやらなければいけないので、利害がかなり絡んでいる当事者があまりど真ん中というのはどうなのかなというのが、ちょっとその辺の感覚が議論したいところだなとは思った次第です。
西山忠男 委員	現在の第三者委員会方式というのは、25ページにあるように一応教育委員会主体の場合に考える調査組織の中に入っているわけですね。事務局は教育委員会が担うということになっていますから、それでは保護者の理解が得られないという場合、全く教育委員会から切り離して第三者委員会を立ち上げるということがあり得るんじゃないかというご意見ですよ。分かりました。
苦野一徳 委員	はい。
遠藤洋路 教育長	再調査というんでしょうかね。先ほど課長が説明をした28条の調査を例えば法律で書いてあるのを見ると、28条第1項

の調査結果について地方公共団体の長が調査を行うことができると、つまり再調査をすることができるというように書いてあるわけですね、30条のところに書いてあるんですけど。その基になる28条の調査を教育委員会しかできないかどうかと言われると、その解釈は分からないなというのが正直なところです。

課長が説明したように教育委員会がやることを基本的には前提にしているわけですけど、初めから教育委員会が担当しないほうが申し立てた人の意に沿うとかあるいは円滑に進むということがあるのであれば、それはそこまで否定しているのかなというのは確かに私も疑問には思うところですね。

なので、第三者が行うことになっているわけですけど、やっぱり第三者委員会をつくるのが教育委員会であったり、委員を選ぶのが教育委員会であったりという、それだけでやはり不信感を持たれるという場合もあります。実際にありますので、そこは現実として何が一番うまくいくのかということですよ。それを考えた上で法律に照らして可能なのかということを見て進めるということなのかなと思います。

法律を見るだけだったらいろいろ解釈の仕方はあって、実際にはこの法律には基づかないけど、こども局が調査委員会をつくって調査をして、どうしても法律上、教育委員会がやらなきゃいけないとなっても、その内容をそのまま教育委員会の第三者組織がそのまま認めますと、中身は、だからこども局がやった調査ですと、例えばですよ。そういうやり方もあるでしょうし、運用上いろんなやり方があると思うので、実際には教育委員会が担当したほうがいいのか、教育委員会が担当しないほうがいいのか、それをどうやったらうまく見極めるというか、そこが難しいところかなと思います。

もちろんその第三者とって教育委員会以外のところが調査をするときにも当然教育委員会、学校が協力はするわけで、そこは実際にはできなくはないのかなと思いますけど。非常に個別事例が一つ一つ異なるので、毎回いろんなパターンがあるかなと思いますので、その中で教育委員会じゃないところが最初から担当してほしいというような意見というか、要望というか、確かにそういうのはあるだろうかなと思いますので、どんなやり方ができるのか検討するのがいいかなと思います。

総合支援課長、どうしますか。これはもう一回検討してから出しますか。それとも今取りあえずこれはこれで改定して、もう一回改めて次の見直しの案をまた次に出しますか。

吉里麻紀 総合支援課長

総合支援課としましては、前回の改定からかなり時間がたっており現状に合っていない部分があるということと、その議論はとても大事な議論なので少し時間もかかるという2点を考えますと、今回、ここで議決をいただきまして、改めて課題について検討し反映させていくというところで考えさせていただきたいと思っております。

遠藤洋路 教育長

それはなぜですか。まずこの部分をどうしてもやらせてほしいとか、改定しないとこんな不都合がありますとか、何かその理由があれば説明してください。

吉里麻紀 総合支援課長

1点目は、委員の構成で警察関係は除きたいということです。要綱もそのことを反映させたいということです。

2点目は、今回、重大事態の対処法をかなり変えておりまして、毎月いじめ防止等対策委員会を開催し、そこに上げながら公平性を保つような流れをつくっております。この流れが現在のやり方より実質的な公平性や担保されるようなやり方になると思っておりますので、そのことは次年度からぜひ実施したいと考えております。

苫野一徳 委員

そうですね。まずはちゃんと運用できるためにも、今ここでこの案で議決ということは大事ななと思います。ただ今の話に関してちゃんと議論するべきだと思うので、ここで改定して、またその次の年度で改定というようなくらいのスピード感というのは可能なものでしょうか。

吉里麻紀 総合支援課長

改定につきましては、市長事務部局との調整等も必要になりますので、私たちの思いだけでは難しい部分もあるかと思いますが、私たちの事務作業としては、それは不可能ではないと考えております。

苫野一徳 委員

ありがとうございます。

円滑な運用のためにもまずはというのは、私は異議ありません。またどこかでそのあたりの議論をする機会を持てたらなと思います。

西山忠男 委員

私はこのままでは認めるのはいかがかなと思います。先ほど申し上げたようにこども局に直接通報があった場合の対応が全く記載されていないというのはやはり納得がいかない感じがするんですよね。少なくともそこだけは書いておかないと、せっかくこども局をつくったのに何のためにつくったのかということになりますし、こども局と教育委員会の関係が明示されていないというのは問題だと思います。

遠藤洋路 教育長

分かりました。

1点目の警察関係者が入るといのは、警察から辞退があったということ、それに関しては改定することは問題ないということによろしいですかね。

2点目については、もし今改定しないと何か、どんな不都合があるかということがあれば教えてください。逆にまだこのまま改定しないでしばらく検討してから改定するというだけでも可能ならそういうふうに言っていただいても構いません。どちらでしょうか。

吉里麻紀 総合支援課長

今ご意見をいただきましたこども局に通報があった場合の関わりについては、すぐに変更することができるので、来月にも修正案を出すことが可能と思います。

不都合な点につきましては、今まで学校の調査が十分にできていて保護者もご納得、こどもさんも納得されていてという場合には第三者による調査を行わない、そちらに流れていかないというケースも多くありました。今回の改定では、全ての案件についてこの第三者委員会にかけて指導・助言をいただきながら、毎月そこを踏まえ調査を進めていく。どの案件もそのように進めていくということにしておりまして、その点はぜひ来年度から実施したいと考えております。

遠藤洋路 教育長

今の説明でいうと、現状、現行の基本方針だと学校の調査だけで終わるというケースがあったけど、今後は必ず学校が調査したものについてもこのいじめ防止等対策委員会に諮って、そこに指導・助言をしてもらうということで、第三者の目を必ず入れたいという、そういう趣旨ということですかね。

吉里麻紀 総合支援課長

はい、そのとおりでございます。

もう一点が今までは教育委員会方式の中で指導主事が入っ

遠藤洋路 教育長

で行うということがありませんでしたが、改定案では学校の聞き取りが難しい場合など、指導主事が聞き取り行う、また、そこにスクールカウンセラー等の専門家を入れることを盛り込んでおります。そういったところも来年度からぜひ実施したいと考えております。

今説明したようなことを例えば学校の調査だけで終わらせずに必ずいじめ防止等対策委員会にかけるということや調査の方式、教育委員会方式という、これはこの基本方針を改定しないとできないことですか。

少なくとも学校の調査をいじめ防止等対策委員会に諮るということは別に基本方針を改定しなくてもできますよね。それは教育委員会が判断するわけですよ。どういう調査方式にするかというのもこれは教育委員会が判断すると思うんです。なので、教育委員会がそのようにすると判断したら今でもできることではないですか。

吉里麻紀 総合支援課長

その点については私の認識が間違っているかもしれませんが、この熊本市いじめ防止基本方針に基づいて調査等もやっている、国の方針とこの熊本市の方針に基づいて進めているという認識を持っておりまして、これを改定しないままでも変更が可能かというところは、すみません、私はその認識がなかったものですから。

遠藤洋路 教育長

できないとか、してはいけないと書いてあるならできないんでしょうけど、そんなことは書いていないんじゃないですか。

吉里麻紀 総合支援課長

そのとおりだと思います。

遠藤洋路 教育長

ただこれをルール化しておいたほうが必ずやるということで、やってもやらなくてもいいよということじゃなくて、必ずやってくださいねということになるという、そういう意味では教育委員会が判断すればできるということよりは、ちゃんとやりますというルールをつくるというのは意味があるとは思いますが。

少なくとも、来月の教育委員会会議にもう一回最低限必要な部分、先ほどのこども局であったりあるいは今最低限変えておかなきゃいけないという部分があれば、それを改定する案を出

	して、先ほどから話題になっているもっと大きな話については、また時間をかけて検討した後にもう一回出すという、そういう方法はあるということによろしいですか。
吉里麻紀 総合支援課長	そのようにお願いしたいと思います。
遠藤洋路 教育長	西山委員、いかがですか。
西山忠男 委員	結構です。
遠藤洋路 教育長	それでは来月の教育委員会会議に、この1か月間見直した上で最低限必要な部分についてのみの修正案をまたお出しして、本格的な修正についてはその後時間をかけて少し考えた後に改めてご提案するという進め方で、西山委員と苫野委員は大丈夫かと思いますが、残りの方々もいかがですか。村田委員もよろしいですか。澤委員は途中からだったかもしれませんが。
澤栄美 委員	何のことがちょっと分かりません。
遠藤洋路 教育長	いじめ防止基本方針の改定について、来年度から実施をしたいということなので、できれば今年度中に改定をしたいということなんですが、先ほど西山委員や苫野委員から問題提起をいただいた点が、法律の解釈であったり、かなり検討に時間がかかって1か月ぐらい、今年度中にはなかなか結論が出ない話題でしたので、まずは今年度中に一旦改定をして来年度から、今よりは改善されたガイドラインにしたいという趣旨ですので、最低限の整理だけしたものを来月お諮りして、本格的な見直しは来年度になって、その後に改めて時間をかけて検討して再度提案すると、そういう2段階の進め方にしたらどうかという議論です。 もし澤委員、ご異存なければそれで進めたいと思いますけど。
澤栄美 委員	重大事態が発生したときの第三者委員会をどうするかという話ですね。教育委員会がそれに入るかどうかという話のことということでよろしいですか。
遠藤洋路 教育長	はい。端的に言うとそういうことです。

澤栄美 委員

分かりました。

澤栄美 委員

別でもいいですか。

澤栄美 委員

私も事前に拝見させていただいて、後ろのほうの新旧対照表を見るとよく分かることではあるんですけど、全体的にいじめが起こったときの対応というところに力点が置かれているし、発見するのをちゃんとやりましょうねということだと思んですけど、文面の中にも入っているんですけど、やはりいじめが起こらない学級経営とか、そこをやっぱり重視したいなというのがあって、特活とかちゃんとやりましょうということは明記してあるんですが、実際、学校でその辺のことが十分に行われているかという点については、非常に一次予防的なところというのは重要だと思うので、このできたものが実際現場で役立てられるといいなというのを1つ感想として持ちました。

ちょっと分からなかったのが39ページの項目の36の改定後のところで、教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組めるようにするため、日常の業務の優先順位を見直し、十分な対応ができる時間の確保を図るということで、その間にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充等に努めるなどというのが入っているので、この優先順位というのをどういうふうに見て、このスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの拡充との関係があるのかについてお尋ねしたいというのが1つあります。

それともう一つ。

遠藤洋路 教育長

すみません、何ページとおっしゃいましたか。

澤栄美 委員

39ページです。

遠藤洋路 教育長

39ですね。分かりました。

澤栄美 委員

それともう一つは、半分意見みたいなのところもあるんですが、14ページ、新旧対照表にもあるのかもしれませんが、最初に目についたので。(2)の になりますかね。教育相談の充実のところ、さっきこども局の話も出ていましたけど、いろんな立場がいろんな目に対応するということで非常に

層が厚くしてあるなというはあるのですが、先日、私の仕事でこどもの権利サポートセンターの業務について話をお伺いする機会があったんですけど、いろんなものがあるんだけど、これらがどんなふうに連携されているのかなと。それぞれがばらばらでちょっと活動しているような感じも受けないではないので、その辺の連携のやり方というのを、窓口がいっぱいあるというのは親御さんとかこどもが相談できる場所が幾つもあるというのはいいんですけど、あそこに相談したけど、こっちはできていなかったとか、ちゃんと学校との情報共有ができていなかったというのは結構あるのかなというのを思いましたので、この辺のところの整理というのをお願いしたいと思いました。

吉里麻紀 総合支援課長

まず、39ページから、ここのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの拡充というのを加えましたのは、もちろん先生方にはいじめのための対応をしっかりとさせていただきたいという思いと同時に、学校によってはこういった専門職をかなり活用していただいているというところとそうでないところもございますので、こういった専門職も十分に活用しながらチームとしてご対応いただきたいという思いも込めまして、ここに加えているような状況でございます。

あと14ページ、今の連携の状況では、個別に個々の案件について、例えばケース会議等を行いましてそれぞれ担当している者が一堂に会してその子の今後のこと等を話し合うような機会があったり、ただそれは全部の案件ではありませんので、特に重大な案件になります。もしくはこども局のこどもの人権サポートセンターとはコンシェルジュさんも交えまして定例的に意見交換、情報交換の場を持っております。

ただこども局は、守秘義務をもってされておりますので、保護者やこどもさんの了解が取れた場合のみこちらに情報提供いただくというような、そういったところになっております。

澤栄美 委員

連携はある程度それでいいということですよ。

吉里麻紀 総合支援課長

十分かは分かりませんが、連携が取れるように日々努めておりまして、情報共有はよく図っていると思っております。

澤栄美 委員

私が引っかけたのは、39ページですが、日常業務の優先

	<p>順位を見直すというのが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに広げればいいような中身という意味なのかなと思ったときに、ちょっと細かいこと、文字にこだわるようですけど、優先されるべきものは何なのかなというのを考えたんですよ。スクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーがいればこどもに寄り添って対応するということをしなくてもいいように捉えられないかなと思ったので、整理するならばその辺も含めて誤解のないようにと、私だけが誤解しているのかもしれませんが、そこにはめ込むだけじゃなく、前後の文章の関係も一緒に考えてもらったら、また、来月までというのを中身に關わるかどうか分かりませんが、皆さんどう感じられますかね。私だけがそう思うのであれば大したことではないのかもしれませんが。</p>
西山忠男 委員	<p>ここは無理やり中に入れ込んだ感じで、文章が全体としてまとまりが取れていないという感じがします。これは、主語は本市なんですよ。本市がこれを行う、日常業務の優先順位を見直すですよ。主語は本市でしょう。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>そうですね。</p>
西山忠男 委員	<p>それがまずは非常に分かりにくいから、いろんなことが詰め込んであって、大体スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充等に努めるということと教職員の授業の優先順位を見直すということは別のことなんですけど、それを一つにしちゃったために澤委員のような誤解が生じたんだと思います。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>確かに別のことを書いてあるのはそのとおりですね。教育委員会として日常の業務の優先順位の見直しをするというのは、これはいわゆる一般的な言い方でいうと、教員がこどもと向き合う時間を確保するという、そういうようなことが書いてあるわけですよ。プラス、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーというような教職員だけでなくそれ以外の専門職の充実もしますよということで、この両面で児童生徒と向き合っていじめの防止等に適切に取り組めるようにすると、こう書いてあるんだと思いますが、確かにちょっと分かりにくいと言えば分かりにくいですね。少し表現を分かりやす</p>

く見直す必要があるのかなと思います。

澤委員がおっしゃったように、教職員の優先順位を見直してスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにその業務を投げるんだというふうには読めないようにしないといけませんね、確かに。

分かりました。その部分も含めて来月までに検討して、改めて提案をしてください。

これはすごいいろんな部分がこの新旧対照表を見ると、少してにをはという部分も含めたくさん書いてあるので、今回、最低限ということであればもう少しその改正部分を絞って次回提案したほうがいいのかと思います。あとこれだけの分量で、そして非常に内容的にも複雑で、重要なものをこの場で、例えば初見で見ても全部判断してくださいと言われてもそれはなかなか難しいので、教育委員さん方にも事前に丁寧に説明をして、質問やあるいは要望があれば聞いて反映させた上で会議に提出するというのが本来の望ましい進め方かなと思います。

そうした意味でも来月は最低限だけにした上で、今後もう少し時間をかけて内容を詰めた上で、改めて会議に諮るといいのかなと思います。

澤栄美 委員

13ページの で心のアンケートとか、 だとこどものサイン発見チェックリストとか、それから別のページだったと思いますが、きずなアンケートのこととかも書いてあったと思うんですけど、いろんな形で教員がこどものサインに気づくということに力を入れているとは思いますが、前にも出ましたけど、岐阜で、視察に行ったときの「ここタン」は、ここに具体的な名前として入るのは難しいのかもしれないんですけど、岐阜でなぜ「ここタン」が始まったかという、いじめ自殺があっくいじめの対応にしっかり力を入れようということだったんですね。その中で行ったメンバーは、「ここタン」いいですねという話になったので、あれをするには教育センターとの関係もあるかと思いますが、そういったものもこの提案の中に入れるかどうかはちょっと別の話になるかもしれませんが、ああいったものを入れていくといいかなと思います。

「ここタン」は自分がつらいことを言うというものなんですけど、名古屋大学の内田良さんの「いじめ対応の限界」という本の中に、内田さんのところに来られている大学院生、3人だったか、4人だったかと一緒に書かれているんですけど、中学

校のアンケートで自分がいじめに遭ったときに誰に相談するかというのは、たしか保護者と、あと友達、先生だったと思うんですけど、人がいじめられているときに誰に相談するかといったら断トツ先生が多かったんですね。50%ぐらい行っていたということで、やはり先生を子どもたちが頼りにしている。学校内で起きていることに関して。だからそういったことを考えると、やはり心のアンケートにしても、いろんな先生たちが相談しやすいような先生たちの態度というか、そういったことも大事ななと思いましたので、ぜひ心のアンケートをするに当たって、きずなアンケートをするに当たって先生たちが見逃さないようにということと、先生に言ったら、相談したらちゃんと解決の道があるんだと、子どもたちの期待に応えられるといいなというふうに思いましたので、ついでにプラスして言わせていただきました。

遠藤洋路 教育長

澤委員が最初におっしゃったこともそうなんですけど、非常にこの基本方針の中で大事な部分で、タイトルは熊本市いじめ防止基本方針となっているのでいじめ防止が中心になっているはずなんですよね、タイトルからすると。でも内容的には早期発見から対応まで基本的にはいじめ事後対応基本方針なんですよね。だからそこは思い切ってそういう名前にするか、防止のほうを充実させるか、どちらかなのかもたしかなくないですね。

ふだんからのいじめの防止ということに対しての重点の置き方よりは、いじめが起こったときの対応のほうに重点が置かれている基本方針であると思いますし、実際にそちらをしたいのであれば、別に無理しないでそういう方針だという位置づけにするということもあるのかもしれないですね。法律もそうなんですけど、いじめ防止対策推進法ということなので防止という名前になっているんですけど、これはあれなんですかね。いじめは絶対あってはならないから前提で防止ですというふうに、いじめがある前提で事後対応なんて駄目ですみたいな、そういう教条的なというか、観念的なそういうことでこういうタイトルになっているんですか、どうなんでしょうか。

吉里麻紀 総合支援課長

すみません、タイトルの由来については勉強不足ですが、防止がまず一番大事というところは、私たちは思っております。ただ実際のところは起こったときに、また2次被害がないよう

遠藤洋路 教育長

に、またその再発がないようにということで、おっしゃるよう
にこの内容は起こった場合のどう対応するかとか、早期発見に
ついてとかが重点的に書いているというところではございま
す。

分かりました。この法律の中身を読むといじめの防止と重大
事態への対処ということで対処という言葉が書いてあるので、
いじめの防止と対処と両方に関する基本方針なのであればそ
ういうタイトルにするということもあるのかもしれませんが。

ほかになければ、これは改めて来月ご提案するというこ
とで、本件は終了にしたいと思います。

・議第13号 「校長及び教員としての資質向上に関する指標」改定について

《榎木敏之 教育センター副所長 提出理由説明》

遠藤洋路 教育長

私から1点いいですかね。

最後の作成上留意した点というところに書いてあるのは基
本理念とか総論的なことですよね。なので、この上の部分と比
べるとこっちのほうが上に来るんじゃないのかなという場所
の問題ですけど、気もするんですけど、どうですかね。

榎木敏之 教育センター
副所長

作成上留意した点のところは、どの場所に挿入したほうがい
いかというところで指標の一覧表になりますので、ちょっとメ
インではないのかなというところで、参考ということで一番下
に入れたところなんですけど、一番上に挿入しても全く問題は
特にございませんので、上でも構いません。

それと付け加えて、基本理念というのが作成上、委員の方に
つくっていただいたときは、ここは最上位目標というような表
現だったんですけど、最上位目標が基本理念となっていました
ので、もう基本理念ということで、これは最上位目標で1番、
2番、3番、4番の順番で考えながら作成したという表記にし
ております。

遠藤洋路 教育長

作成した人から見れば作成上留意した点なのかもしれませんが
んけど、これを見る校長、園長、副校長、教頭からすれば、こ

	<p>の基本理念とか、教師像とか、こういうものがあって、それを校長、園長とか副校長、教頭に当てはめたものがここにある指標ですよ。</p> <p>ですから、当然この1、2、3、4というのはこれを作成上留意した点というよりは、これの基になっている考え方であって、この1、2、3、4を基にこの資料をつくりましたということじゃないんですかね。</p>
榎木敏之 教育センター副所長	<p>おっしゃるとおりこれを基につくっていったということになりますので、この内容を根拠に指標を考えていったということ、一番上に来ると思います。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>ですから、ごめんなさい、私のさっき言っていることが2つあったのかもしれないんですけど、これを基につくったんですよということが1つと、もう一つはつくった人の事情みたいな、編集後記みたいなことじゃなくて、要するにこれを見て校長や園長、副校長や教頭側から見たときに作成上留意した点ではなくて、自分が何に留意するかということを考えたときには、まずこの1、2、3、4があってその下に指標があるんじゃないですかという、ごめんなさい。さっき2種類のことを混ぜて言ったので分かりにくかったかもしれませんけど。</p> <p>なので、作成者側からじゃなくて、これを見て、これを目指す側からすると、作成上の留意ではなくて目指すべき目標というか、目的という意味で言えば、やっぱり上にこの1、2、3、4があるのかなというふうに思いました。</p> <p>ほかにいかがですか。</p> <p>西山委員、「熊本を愛し」はなくなりましたが、よろしいですか。</p>
西山忠男 委員	<p>いや、私が言いたかったのは、「熊本を愛し」より「児童生徒を愛し」のほうが大事だろうということと言いたかったです。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>この部分はいいですか。</p>
西山忠男 委員	<p>はい。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>説明責任や結果責任がまとめて責任となっている点につい</p>

でも特に異論はありませんか。

では、すみません、私が言った点であれなんですけど、1、2、3、4の部分は、作成上留意した点というよりは、この土台となっている基本的な考え方だということを示した上で上にするということで、その点もよろしいですか、委員の皆さん。

では、そのように修正をした上で決定できればと思いますけど。

苦野一徳 委員

すみません、この留意した点というか、今現状でそうになっているこの3番目の新たな教師の学びの姿なんですけど、すごく素敵だなと思うんですけど、個別最適な学び、協働的な学びにより、この言葉がちょっと不自然な気もしなくはないなと思って、どうしたらいいのか分からないんですけど、環境の変化を前向きに受け止め、主体性を発揮しながら個別最適な学び、協働的な学びにより教職生涯を通じて学び続ける、すごく素敵なんですけど、何か違和感があるんですね。個別最適な学び、協働的な学びにより、何でしょうね。主体性を発揮しながら個別最適かつ協働的に教職生涯を通じて学び続けるところだと自然な感じがするんですけど、あるいは自身も個別最適な学びと協働的な学びを大事にしながらとか、ちょっと分かりませんが、どう思われますでしょうか。何となくちょっと不自然さを感じなくはないんですけど。

西山忠男 委員

個別最適な学び、協働的な学びというのは教育における実践のことを普通は言うんですけど、ここの場合は教師自身が個別最適な学びを行い、協働的な学びを行っているという教師の学びの姿を書いてあるんですね。そこがちょっと違和感があるというか、教師自身が個別最適な学び、協働的な学びをするのかというと何となく変な感じがしますよね。

苦野一徳 委員

私自身は、逆にそれが素敵だなと思ったんですね。こどもたちの個別最適な学びと協働的な学びを大事にする先生自身がそういった学びの在り方を体験するというのはすごく素敵だなと思ったんですけど、日本語の語感ですね、私が言ったのは。個別的な学び、ザ・個別最適な学び、ザ・協働的な学びというのがあって、それによりというこの感じがちょっと違和感があるなという感じです。

榎木敏之 教育センター副所長	文科省でよく言われている表現が個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実しながらみたいな表現が使われていますので、主体性を発揮するとともに、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実しながら、教職生涯を通じて学び続けるというようなのではどうかと。
遠藤洋路 教育長	これはどこかに書いてある文章を引いてきているんですか。それともこのためにここで考えた文章なんですか。
榎木敏之 教育センター副所長	これは作成委員のほうがずっと残してきている文章の中にこの4つの項目を意識してつくってきたということで残っていましたので、特に整理した言葉として残っていたのかどうかはちょっと分かりませんが、この内容を意識してつくっていくということで表現しています。恐らくどこかから持ってきたということではないと思います。
遠藤洋路 教育長	別のところから持ってきたわけではないんだろうということですね。
榎木敏之 教育センター副所長	はい。
遠藤洋路 教育長	分かりました。 こどもの学びの場合に個別最適な学びと協働的な学びというのを文科省も言っていますが、個別最適な学びというのは、多分ですけど、一斉授業とか個別最適でない学び方が学校で主流であったものをもっと個別最適な学びにしていきたいと思いますよよということ言っているんじゃないのかなという、前提として一斉授業だったら全員が同じことを学ぶんですみたいな、そういう学び方があって、それを個別最適な学びに変えていきたいと思いますよ。ただ一人一人が黙々と自習するとか、ドリルするというんじゃなく、やっぱり協働的な学びも必要ですよみたいな、そういうような意図があるんじゃないかと思うんですよ。 この教員の学び、教師の学びを考えたときには、別に一斉授業が前提じゃないような気がするんですよ、こどもと違って。学校で授業を受けるわけじゃないので、先生が。だから協働的な学びについては、先生一人で本を読むだけじゃなくでみ

苦野一徳 委員

んなで議論したり、もっと視野を広くして学びましょうという意味では協働的な学びというのは意味があるんだと思うんですけど、個別最適な学びというのが果たして教師の学びにおいてこどもの授業に関して言われるものと同じような意味を持っているのかなというふうな感じがするんですけど、私は苦野委員のご指摘と違う点かもしれないんですけど、言われて何かそこにどうかなというふうにも思いました。

私の教員養成をやっている関心からいうと、研修とかも一体集合型で一律一斉みたいなのがあるところがあって、そうではなくて先生自身の課題とか、先生自身の探究したいテーマとか、そういったものを大事にしながら学べる環境を我々が整えるという意味もここに込められるかなという感じがしたということで、このこと自体はとてもいいことなんじゃないかなと私は思いました。

すみません、ちょっとついでながらなんですけど、少し気になっていることが、もしかしたらここで言ったことがあるかもしれないんですけど、学校現場で、はい、これから個別最適な時間ですみたいな、はい、これから協働の学びの時間ですみたいなことがたまに聞かれるんですけど、ちょっと変なんですよね。これは全部融合したもので、自分のペースとか、自分の関心とか、そういったものに応じてあるときは協働もするし、あるときは1人でやることもあるだろうし、あるときはプロジェクト的に学ぶこともあるしという全部融合されているものなのに、個別最適な時間と協働の時間があるみたいなこういう誤解が割と今蔓延しているなという感じがしてまして、なので、ここで個別最適な学び、協働的な学びによりとなると、私の違和感は、はい、個別最適な学びはこれです、はい、協働的な学びはこれですというような印象を与えかねない、学校現場にもという、そういう違和感だったんですね。ちょっと幾つか錯綜させてしまって申し訳ありません。

澤栄美 委員

この個別最適な学び、協働的な学びというのは知らない校長先生はいないと思うんですよね。どなたが言われたんだっただすかね。こどもの学びと教師の学びは相似形ということで考えると、「教師自身も個別最適、協働的な学びをすることにより」とかなると、そういう子どもたちの学びの姿を教師も同じようにするんだというふうにならないかなと思いつつ聞いてい

遠藤洋路 教育長

ました。

だから子どもたちにそういうことをさせるだけでなく、教師自身もそういう学び方をしようねということを多分ここでは言いたいのかなといったときに、より……。すみません、今間違えました。個別最適な学び、協働的な学びという括弧書きで、別々にそうなると苦野委員が言われる別々な感じがしますよね。をすることによりみたいな、何かそこだけ切り取ったような形じゃない書き方がいいのかなと思いました。ちょっと分かりにくかったと思います。

子どもに関して個別最適な学びとか協働的な学びという場合に、それは子どもに努力してそれをやってくださいねと求めるものというよりは、授業をやる側とか学校側に求めているものなんじゃないんですか。これは教師に求めるものだから、さっき苦野委員がおっしゃったようなことと言えば、教員研修をやる側とか、大学とか教育委員会がもっと個別最適な研修にしましょう、協働的な研修にしましょうという教育委員会や大学に対する要求だとしたらこれでいいんでしょうけど、それぞれの教師に対して個別最適な学びをしてください、協働的な学びをしてくださいねと求めるものなのかなという、そこは子どもと相似形というのを考えたときにもどうなのかなと思うんですけど、どうですか。

苦野一徳 委員

私もおっしゃるとおりだなと思って、なので、もしかしたらこの個別最適な学び、協働的な学びによりをなくしてしまってもいいのかなと最初は思ったんですけど、相似形の大事さというのを考えたときにこれがあるというのは素敵だなと思ったんですね。

それでいくと、自身も個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を意識しながらとか、回りくどいので本当にいいか分からないんですけど、そういう表現になるのかなと。ちょっとまだなかなか思い浮かばないんですが。

榎木敏之 教育センター副所長

今、文科省のほうの文言を確認しました。新たな教師の学びの姿の実現ということで、文章的には、「子どもたちの学び(授業観、学習観)とともに教師自身の学び(研修観)を転換し、新たな教師の学びの姿(個別最適な学び、協働的な学び)の充実を通じた、主体的・対話的で深い学びを実現」というふうに

遠藤洋路 教育長

概要版に書いてあります。教師も子どもと同じように個別最適な学びと協働的な学びの充実を通じたというような表現になっています。

私は今のを聞いて文科省はあまり考えないで書いているんじゃないかなと思いました。授業観というのは授業をする側ですよね、教師は。研修観というのは研修する側として個別最適な学び、協働的な学びの研修をしましょうと言っているわけじゃなくて、研修を受ける側ですよね。だから授業をするときにどうするという授業観という言葉と、研修を受けるときの研修観というのを同列にして同じ言葉でひっくりめるといのは何かちょっと安直だなと私には思いましたけど、そうでもないですか。

研修する側に対してそういうことを言うんだったらそれでいいと思うんだけど、研修を受ける側に対して個別最適、協働的によろしくねと言うんだったら、こどもの通知表にも個別最適な学びができていますか、協働的な学びができていますかとこどもの側の評価だったり、指標になっていないとおかしいですよ、今の話だと。そうじゃないですよ。だから教師に自分で個別最適な学びをしてくださいねとか、協働的な学びをしてくださいねと求めるものなんですかね。

榎木敏之 教育センター副所長

ここでは研修観と書いてあるので、研修する側の研修する考え方というのが変わっていくべきだというようなことで書いてあるんだと。

遠藤洋路 教育長

ということですよ。だったらここに教師に求めることとして個別最適な学びや協働的な学びということを書くんじゃない、それは教育委員会がそういうふうに研修していきましょうということで、校長や園長の資質向上に関する指標の考え方じゃなくて、教育委員会の研修観なんじゃない、変えなきゃいけないとしたら。じゃないですか。

榎木敏之 教育センター副所長

おっしゃるとおりだと思います。センターの研修観を変えていく上で、この個別最適な学びと協働的な学びを取り入れながら子どもたちと同じような学び続ける姿をつくっていくということ、というのは概要版にもう一つ、文科省の答申の内容なんですけど、表現で、令和3年答申で示された令和の日本型学

	<p>校教育を担う教師及び教職員集団の姿というところに、変化を前向きに受け止めて教職生涯を通じて学び続けるという文章がありますので、これが多分本当はつながっている一つの文章だと思います。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>でしたら、まさにここに作成上留意した点と書いてあるように、教育センターや教育委員会がこれをつくるときに、先生にも個別具体的な学びや協働的な学びができるような研修をしなければいけないなというつもりで書いたんだったらそのとおりだなと思うんです。ならば、副所長も言ったように、環境の変化を前向きに受け止め、主体性を発揮しながら教職生涯を通じて学び続ける教師になってもらえるように、個別最適な学びや協働的な学びが実現できている研修をしていきますよみたいな、そういう意味なんじゃない、この意味が。</p>
榎木敏之 教育センター副所長	<p>そのような内容で表記されていまして、恐らくこの個別最適な学びと協働的な学びは後からここに挿入したことになると思います。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>間に入れちゃったから変な感じがするという、最初の苫野委員の日本語の違和感もそこに、学び続けるというのは教師の話だし、個別最適な学び、協働的な学びを先生にもやってもらいましょうというのは研修する側の話だから、それが混ざっているのちょっと変に感じるんじゃないですか。そうでもない。</p>
苫野一徳 委員	<p>あまり細かい話をし続けるのはどうかと思うんですけど、校内研修とか、自己研修とか、自己研鑽みたいなのを考えると、自分たちの研修観、自分たちでつくる研修もこういったものにしていこうというふうな解釈もできるかなと。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>なるほど。確かにその点もそうですね。ただどうなんでしょうね。そうなる。</p>
村田慎 委員	<p>今、苫野委員のお話を聞きながら、そうなると思いますこの同じ文章の中に一文でまとまっているときと多分ずっとまとまらないのではないかなと。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>これにより学び続けるというんだから、やっぱりそれは学ぶ</p>

	<p>側の話としてここに書かれているように読めるわけですね。もちろん自分たちで研修して自己研鑽というか、そういう意味で言えば研修する側と受ける側は一体なのかもしれないですけど、ちょっとこの前後のまとまりの中にこれを挟んでいるように読めるのは確かですね。</p>
苫野一徳 委員	<p>これはそのままこの個別最適な学び、協働的な学びによりを取っちゃって2文目にするというのもありかもしれません。そのために研修を個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実へと。充実、転換を図るとか、そういった感じにして2文にするのはいかがでしょうか。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>分けるほうがすっきりするなと思います。おっしゃるとおりかなと思います。</p>
澤栄美 委員	<p>2文にするというのに賛成なんですけど、その前に教師自身もというのが入ったらいいのかなと。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>すみません、どこに。続けて言ってみてください。</p>
澤栄美 委員	<p>主体性を発揮しながら、教職生涯を通じて学び続けるの後に一文、2文にするときの最初に、個別最適な学び、協働的な学びによりの前に、「教師自身も」と書かないと、それを推進していく、子どもたちのそういう学びを推進していくというふうな形になるかなと思ったので。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>子どものことだというふうに読めちゃうんじゃないかということですか。</p>
澤栄美 委員	<p>読めるかもしれないので、教師自身も学びをしていきましょうというような文章がいいのかなと思いました。「教師自身も」という言葉が入ったほうがいいかなと思います。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>今までの話でいうと、もちろん子どもの話じゃなくて教師の話ですよということははっきり分かったほうがいいのかということと、研修する、研修をやる側か受ける側かあるいは研修を自分たちで企画して自分たちでやるという場合もあるので、一概には言えませんが、個別最適な学びや協働的な学びができる</p>

	<p>ようなセッティングをするというのは、どちらかというところの研修の参加者というよりは研修する側の企画したり運営する側の留意事項だったりもするわけですね。だからそれは両方入っているので、教師自身がと言っちゃうと逆に研修を受ける側としての教師がという意味だけに聞こえてしまうようにも思うので、教師についてもというか、こどもじゃなくてというような感じでもいいのかなと思いますけど。</p>
澤栄美 委員	<p>教師の学びも個別最適な学び、協働的な学びを重視するとか、それだと。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>学びが3回続きますけど、いや、意味としてはそれでいいかなと思います。苫野委員、どんな文章がいいですか。</p>
苫野一徳 委員	<p>環境の変化を前向きに受け止め、主体性を発揮しながら教職生涯を通じて学び続ける、そのために研修はこれこれこういう在り方へと充実させていくみたいな感じだと、この3番が新たな教師の学びの姿なので、教師はこうあるよね、そして研修もこうしますよという、そういう文章になるんじゃないかなと思います。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>今、澤委員が言った教師の学びというのは、そもそもそういう3の項目に書いてあるから、中に書かなくてもタイトルがそうになっているということですね。分かりました。 研修に限っていいのかな。</p>
苫野一徳 委員	<p>そうですね。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>そこはどうなんでしょうね。研修以外で学ぶこともあるでしょうけど、研修以外に個別最適、協働というのが問題になるような場面というのは何でしょうね。</p>
苫野一徳 委員	<p>確かに自己研鑽の場合はそもそも個別最適ですから、研修の用語としたほうがいいかもしれないですね。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>当然自分で本を読んで学びますとか、いろいろニュースとかを見て情報収集しますとか、個別最適ですね、言われるまでもなく。そう考えると研修のほうが、さっき苫野委員がおっし</p>

やったように研修の際の話としてここに書いたほうがいいということなんですかね。なかなか難しいですね。必ずしも研修とか、自己研鑽とか、学ぶわけじゃなくて、例えば先生同士の話し合いとか、そういう日頃のコミュニケーションとか、そういうことから学ぶこともあるし、それは協働的な学びだと言われたらそうなのかもしれないなという気もするので、研修だけなのかな、どうなのかなという所も非常に難しいなと思いますけど。

苦野一徳 委員

その部分は前段でいけるんじゃないかなという気がします。主体性を発揮しながら教職生涯を通じて学び続ける、先生はそうやって主体的に学んでいく。研修に関しては、個別最適な学びと協働的な学びを大事にしていくというような書き方でも、特にこれは資質向上に関する指標なので、じゃ、この資質向上をどうやって我々がみんなで図っていくかというときにそこが生きてくるんじゃないかなという気がするんですよね。この指標を出して、はい、これで自己研鑽してねだけじゃなくて、じゃ、こちら側で研修やるときに、本当に先生たちの個別最適な学びと協働的な学びを大事にした研修ができていくかなということを研修する側が振り返るといって、そういう機能を果たせるんじゃないかなという気がします。

遠藤洋路 教育長

分かりました。そういう整理もできますね、確かに。
ほかの委員はいかがですか。ちょっと細か過ぎて分からないという感じですか。

村田槇 委員

頭の中で完全にまとまっていないんですけど、主体性を発揮しながら教職生涯を通じて学び続けるの後の研修だけにしてしまうというのはとてももったいない気持ちがすごいあって。なので、澤委員のおっしゃっていたように、「教員自身もまた」というところは入れつつ、教師自身、そのために教師自身もまた個別最適な学びの場や協働的な学びの機会を探究し続けるとか、そういう感じでどうだろう、ちょっとまとまっていないんですけど、それだとどうかなと。

遠藤洋路 教育長

今、村田委員がおっしゃったことも確かにそうだなと思いました。教師は自分でどういう研修に行くかとか、それも自分で判断できるんですよね。だからそういう研修する側だけじゃな

	<p>くて、研修を受ける側もどういう研修が自分にとっていいのかとか、今必要なのかとか、それを考えながら選んでいくということがあることを考えれば、個別最適で協働的な研修を自分で参加してみようとか、そういう考え方は教師自身に持ってほしいということはありませんね。</p> <p>そう考えるとなかなか難しいですね。学校で授業をやるときに先生に対して、子どもに対してという関係だけじゃなくて、教師の場合は受ける側だったり、する側だったり、研修を選ぶ側だったりいろいろするということで、その中で個別最適だったり、協働的だったりというのはどういうふうに位置づけるのかという全部をひっくるめたような言い方ができたらいいですけど。</p> <p>苦野委員がおっしゃっているのは、まず一つ、個別最適と協働というのは、ごめんなさい、別々じゃないんですよということかというと、その点はどういう言い方がいいか、その部分だけでもいいので教えていただいてもいいですか。</p>
苦野一徳 委員	<p>本当は私なりに言いたい言い方はあるんですけど、でも文科省ワードで個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実という言い方が一応、人口に膾炙(かいしゃ)しているのでこれでいいかなとは思って。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>別に遠慮しなくていいですよ。言いたい言い方があるなら言ってください。</p>
苦野一徳 委員	<p>いや、私のワードだと学びの個別化・協働化・プロジェクト化の融合と言うんですけど、ただせっかく文科省ワードが広がっているんでこれはこれで大事にしてもいいかなと思っています。</p> <p>あと、この及び探究を中核としたカリキュラムマネジメントというのもあるので、本当は私の用語だと個別化・協働化・プロジェクト化の融合なんですけど、個別最適・協働・探究というこれをうまく使ったワーディングがいいかなとは思っています。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>分かりました。</p> <p>個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実、そういう1フレーズ、取りあえずは。</p>

苦野一徳 委員

及び探究。

遠藤洋路 教育長

及び探究、分かりました。

そうですね。探究は次のところにも個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実及び探究を中核としたカリキュラムマネジメントを盛り込むと書いてあって、これはこどもの学びに関してということなんでしょうね、だから。これと同じことが言えるんだよというのが今の苦野委員のお話ですよ。なかなか難しいですね。

苦野一徳 委員

ちょっと一周回ってこの個別最適な学び、協働的な学びによりを取ってしまってもいいのかなと思ったんですが、ただ3番目、新たな教師の学びの姿というがあるので、ここを大事にするとやっぱりここを取っちゃいけないなと思いました。すみません、回りくどくて。

さっきから2文目ですね。そのために教師自身も個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実及び探究の学びを体現する、すみません、ちょっと日本語としてはあまりまだ整っていないんですが、そういったニュアンスのものがここにつくといいいのかなと思いました。

遠藤洋路 教育長

分かりました。大体そんな感じでいいですか。

あとは、最終的には文言の調整は私のほうに一任いただけるとありがたいです。

苦野一徳 委員

はい。

遠藤洋路 教育長

では、議第13号 校長及び教員としての資質向上に関する指標については、ただいまいただきましたようなご意見を踏まえて、私のほうで最終的に調整するということでお認めいただければと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

遠藤洋路 教育長

ご異議なしと認めます。

議題13号についてはそのように決定いたします。

〔採決〕 【一部修正のうえ承認された】

・議第14号 タブレット端末の機能設定について

《吉田潔 教育センター所長 提出理由説明》

澤栄美 委員

後ろのほうに詳しく書いてあって分からないところがあったけど、8ページのブラウザで、フィルタリングするのがクロームとかファイアフォックスとかあるんですけど、サファリを基本的に使っているということですかね、ブラウザは。

吉田潔 教育センター所長

熊本市では今、iPadのほうを使っておりますので、それ以外のものは今閉じているという状況でございます。

遠藤洋路 教育長

iPadを使っているということは、ブラウザはサファリを使っているという、そういうことですね。

吉田潔 教育センター所長

サファリを使っているということです。

澤栄美 委員

分かりました。

それともう一つは、後ろのほうに、これはどうなんだろうと思って探して、ユーチューブですね。ユーチューブはオーケーになっていましたよね、一番後ろだったかな。ユーチューブは14ページの192番。

吉田潔 教育センター所長

192番になります。

澤栄美 委員

これはオーケーということですよ。いろいろ調べたりするんですよ。

というのが、私に対応したこどもで、今、こどもの中で自分がゲームをしなくてもゲームをしている実況を見るのがすごく楽しいみたいです。自分がゲームしないからちょっとその楽しさは分からないんですけど、それを見て、こどもがなかなか

	<p>か授業に入れなかったりとかすることがあるんですけど、その辺の対策はできないものですかね。</p>
吉田潔 教育センター所長	<p>ユーチューブ自体が子どもたちの学びに有効なものもありますので、そこは閉じていない状況になります。ただ先ほどお伝えしましたスクリーンタイム機能というのが今開放してありますので、それ自体を登録して使用できないようなこともできますので、例えば時間帯をちょっと絞るとか、そういう対応は今後できるかなと思います。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>確かにここにあるゲームのサイト自体をフィルタリングしているわけですけど、ユーチューブの中でゲームのコンテンツなのかどうなのかというところまではさすがに区別できないですものね。ユーチューブの中の動画でこれは見てもいいけど、これは駄目ですよということではできないので、そこは授業で使う以上は使ったりすることも、授業以外でもそうかもしれませんが、あるなら見られるようにするという、ユーチューブに関しては見られるか見られないかという二択しかないわけですか。</p>
吉田潔 教育センター所長	<p>今も見られるということの開放をしていますので、または先ほど言ったスクリーンタイム機能で潰して使えないかという方法にしかならないかなと思います。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>スクリーンタイムというのはつまり時間帯の話ですよ。じゃなくて、授業中でもユーチューブで特定のコンテンツだけ見られないようにするとか、そういうことはできないわけですね。</p>
吉田潔 教育センター所長	<p>ユーチューブ自体は多分閉じられないと思いますので、逆に閉じてしまうと授業中に使えない、有効なものが見られないということもありますので、今のところは開けているという状況になります。そこだけを絞って閉じるというのはちょっと難しいかと思います。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>なので、見られるか見られないか二択しかないという、そういう意味ですね。</p>

村田 禎 委員

すみません、我が家は一家全員ゲームが大好きなので、家族全員と一緒にゲームをしますし、なんだったらテレビの画面でゲーム実況も見ます。ある保護者の方が以前、こどもがどうしてもユーチューブでそういう関係のない動画を見てしまうので、もう一切うちのこどものだけ使えないようにしてもらえませんかというふうに嘆願されている方もいらっしゃいました。でも、制限を駄目というふうにしてしまえばしてしまうほどその反動が授業中だったり、親とかが見ていない時間とか、そういうところに反動が来るんですよね。

恐らく情報リテラシーとか、モラルとかの教育と同じで、どれだけこどもにそれを判断させることを学ばせていくかというのが家庭の問題だと思っています。難しいんですけど、ゲーム実況とか関係ないものを授業中に、じゃ、その子が見ないようにするために家でどういうふうに教えたり、言葉かけをしてふだんしていくかということにもっと家庭でも時間を割いてもらえるといいのかなとは思っています。

ユーチューブがとても有意義なものであるというのは、もちろんゲーム実況のことだけじゃなくて、いつも日頃身に染みて理解しているので、そこの制限となるとなかなかやっぱり難しいのかなと感じます。

遠藤洋路 教育長

なるほど、家で見られないからむしろ授業中に見ると、そういうことにもなるかもしれないということですかね。じゃ、授業中に見ないようにするには家で見られるようにするという、そういうことでもない。

村田 禎 委員

うちが特にうまくいったとか、いっていないとかそういうことではもちろんないんですけど、その子はやっぱり学校でも家でも全部駄目と言われると。一切何にも見ちゃ駄目、タブレットを宿題以外触ることも駄目、そこまでやっぱり制限しちゃうとやっぱり親の目の届いていないところで触っちゃうよねという話にはなりました。

遠藤洋路 教育長

ありがとうございます。

確かにそうだなと今思いましたね。どこまで制限をしてどこまで認めるかということを各家庭でこそまさに考えてほしいという趣旨で家庭にもみんな持ち帰りにはして、熊本市としてはできるだけ余計な制限はかけないという方針で運用をして

澤栄美 委員

いるので、それは本当におっしゃるとおりだなと思います。

私に対応しているようなこどもは家庭自体が厳しかったり、厳しいというのが厳しい指導をするという意味じゃなくて、教育力が厳しいという意味で、いろんな心の問題を持っているこどもがということなんですよね。だからそれ以外にできることがなく、ゲームが悪いということじゃなくて、それをしているときにはつらいことが忘れられるという意味では何がいいとか悪いとかはないんですけど、そこに逃げてしまう、授業をボイコットしてというか、出て行って俺はこれでいいんだみたいなことになっている場合があるよねと思ったときに、ユーチューブはどうなのかなと思って調べたということですね。

けども、授業の中でそれこそ個別最適ではありませんけど、自分がユーチューブで情報を得て一つ探求していくということもあるわけですから、ユーチューブ自体が駄目だということではなくて、その子にとってそれが非常にマイナスに働いているときにどうしたらいいのかなというのを考えたときに、一部だけでもそこに行かないようにできないかなというのが技術的に可能なのかなと思っただけなので、ユーチューブ自体を反対しているということではありません。

遠藤洋路 教育長

そういう場合は、もしユーチューブが見られなくてもまた別のものになるということなのかもしれませんし、澤委員がおっしゃった、確かに授業中にユーチューブが見られることでそちらに逃避しやすくなるということは確かにあるかもしれません。それが今のこのシステムではユーチューブを見るか見ないか、見られるか見られないか二択しかないから見られるというほうを選ぶしかないということですけど、何か今後さらに方法があるといいなと思います。それは教育センターでもぜひ研究を重ねていただきたいなと思います。

澤栄美 委員

付け足しですけど、今できることでスクリーンタイムをかけるというのは非常に有効かなというのは思いました。そういったこどもたちの家庭というのは、それこそ普通だったらこどもが寝るような10時とか、11時とか、そういった時間にこどもをちゃんと監督してと言ったら変ですけど、保護者が見てそういうこと、ちゃんと寝るんだということもさせずにそのままやってしまっていて、それが常にユーチューブを見たい、ゲームの

遠藤洋路 教育長

実況を見たいというところに昼間もなって授業についていけないとか、面白くないということで、また学校の勉強のために配布してあるタブレットを見るということにつながるので、今できることとしてスクリーンタイムが設けてあるということは非常にいいのかなと思います。

分かりました。

苫野一徳 委員

生成AIなんですけど、10ページですね。この10ページに生成AIは基本的にフィルタリングされているんですけど、補足のところに規約等から学校単位に利用申請を受けて使用する形にしているため制限していると、これがどういう意味かなど。学校で利用申請すれば使えるという理解でよろしいでしょうか。

吉田潔 教育センター所長

生成AI自体は年齢制限があったりとか、保護者の同意が必要だったりするものがありますので、基本的に使えない状況にあります。幾つかの学校では授業に使いたいという申出があります。安全性のこととか、保護者の同意書を取られて授業の中で活用されているということで、今は申請していただくという活用の方法を行っております。

苫野一徳 委員

ありがとうございます。

遠藤洋路 教育長

では、ほかにご発言がなければ採決を行います。

議第14号 タブレット端末の機能設定についてご承認いただくことにご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

遠藤洋路 教育長

ご異議なしと認めます。

議第14号については原案のとおり決定いたします。

〔採決〕 【原案どおり承認された】

・議第15号 熊本市立学校情報セキュリティ対策基準の改訂について

《吉田 教育センター所長 提出理由説明》

〔採決〕 【原案どおり承認された】

日程第4 協議

・(1) 教育職における管理職の女性割合の目標設定について

《上村清敬 教職員課長 提出理由説明》

西山忠男 委員

現状は22%ですから、30%以上というのは妥当な目標かなとは思いますが、過去3年間ほとんど増えていないですね。これを見ると大丈夫かなという気がして、小学校は何とかなるかもしれませんが、中学校、それから市立高校、ビジネス専門学校、そのあたりが本当にできるのかというのがかなり心配なんです。だから目標を立てるのはいいんだけど、実行しないと意味がないので、そういう中学校、高校、それからビジネス専門学校あたりにおける管理職増加の見通しというのがあるいはどうやって増加させるかという方策についてお伺いしたいと思います。

上村清敬 教職員課長

おっしゃられるとおり、ここ3年ほど横ばいございまして、働き方改革についても頭打ちな部分も少し見え隠れしている部分がございますので、実を申しますと当課でも25%にしようかというちょっと弱気な考えもよぎったところではございます。ただ7年先の目標でもございまして、我々教職員課も面談を年に数回、学校長とは行っておるところでございますし、これまで以上に女性管理職の登用に向けて管理職から促すような働きかけを強めていただくことを考えてまいりたいと考えておるところです。

遠藤洋路 教育長

今のは達成できるか心配だから目標を下げたほうがいいんじゃないかという意味ではないですね。じゃなくて達成できるように何をやるんですかということですね。

西山忠男 委員

そうです。

遠藤洋路 教育長

では、ほかになれば本件は以上といたします。

日程第5 報告

・報告(1) 令和6年度全国学力・運動能力、運動習慣等調査の結果について

《松岡美幸 指導課長 提出理由説明》

西山忠男 委員

ご説明にありましたように、昔からというか、ずっと前から長座体前屈については課題があって、相変わらず全国平均よりかなり低い。けども、市の基準値、すなわち平成30年度から令和5年度の市の平均値に比べると今年は上昇しているということですよね。その長座体前屈の改善の理由というのは何か特別な工夫をされているんですか。

松岡美幸 指導課長

全体的に行っていることとしては、先ほど今後の取組ということで述べたところにもありますけど、体育の担当者会におきまして正しい測定の仕方というのをしっかり伝えるようにしております。

西山忠男 委員

それは測定法の問題という認識なんですか。ちょっとデータを見ると、何ページだっけ、これは別紙1の、8ページですかね。これを見ると例えば小学校男子の令和6年度で見ると、熊本市は32.45、全国が33.79、やっぱり1.4ぐらい違うんですよね。1.4という数字が測定の問題なのかと言われるとちょっとどうかなと思うんですけど。

松岡美幸 指導課長

もちろん測定の問題だけではありませんので、体力向上優秀校というのを表彰しております。実践をすごくやられているところがかなりの伸びというか、結果的に非常に子どもたちの長座体前屈等も伸びが見られるので、そういう取組を今後はしっかりさらに周知をしていきたいということや、あと柔軟性はけがの防止にもつながるので、子どもたちが柔軟性の必要性を考えて取り組めるように、そこも課題意識を子ども自身が持ってやっていけるように周知をしていきたいというふうに思っ

遠藤洋路 教育長

います。

よろしいですか。

これは非常に興味深いなと思ったんですけど、ほかの種目は全国平均もどンドン下がっているものが多い中で、長座体前屈は全国平均がどンドン上がっている。熊本市は横ばいという、ほかのものすごい傾向が違うなと思ったんですけど、全国的にどンドンこれが上がっているというのは何でなんですかね。

松岡美幸 指導課長

すみません、その分析はできておりませんので、また改めて確認をしたいと思います。

遠藤洋路 教育長

分かりました。

コロナで運動不足でだんだん下がっているというのは確かに長座体前屈当てはまらないかもしれないですよ、外で運動しなくてもできるので。けど、ほかのものは大体低下傾向ですよ。これは文科省とかは分析していないんですか、体力テストの結果について。

松岡美幸 指導課長

私はその認識を今お答えできるほど持っていないので、それも含めて確認をしたいと思います。

遠藤洋路 教育長

分かりました。

澤栄美 委員

最後に説明のあった4ページの課題及び今後の方策のオのところで、運動領域と保健領域、体育分野と保健分野、小学校と中学校の違いが分野と領域の説明かなと思いますけど、一層の関連を図った指導を行うことが重要であると書いてありますけど、具体的にはどういったことなのかを教えていただきたいと思います。

松岡美幸 指導課長

スクリーンタイムのところで結果を見ると、やはりスクリーンタイム3時間以上ということもたちはあまり結果がよくないということが明らかになっています。生活の多くの時間をそこに割かれているので、運動も含めてほかのいろんなことができないということにもなっているんだらうなと思いますので、生活の仕方とかを含めてこどもの体力向上というこ

澤栄美 委員

とも併せて指導していきたいと思っています。

小学校では教科書を分けるときに運動領域と保健領域、そして中学校では体育分野と保健分野ということで、教科書のことをちょっと発想したんですけど、いわゆる体を動かす運動のことだけではなくて、保健の学びとか、そういうことも大事にしながら関連させて学校で指導していくと、そういった意味ということですかね。

松岡美幸 指導課長

おっしゃるとおりでございます。

苫野一徳 委員

今の4ページの現在の取組のところに、ウ、全小学校を対象にクラスごとに八の字跳びの記録に挑戦するわくわくチャレンジ長縄跳びフェスタを開催しているんですけど、ちょっとネットで今検索しただけでも、長縄、大縄、いじめ、ハラスメント、鬱、こういったキーワードがいっぱい出てくるんですよ。実際にこの長縄でトラウマになっている子どもがすごくたくさんいるというのを私もよく聞くんですけど、全校でこれをする必要はあるのかなというのは、ちょっと子どもたちと相談して考えてみてもいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

松岡美幸 指導課長

ありがとうございます。

現在のわくわくチャレンジ長縄跳びフェスタですけど、学校に周知はしますけど、参加は自由なんですよ。学年単位だったり、クラス単位だったりという、子どもたちと先生たちが話し合っただけというところも十分に想定はされております。

やり方としては、体育の授業でやるのはカウントしていない。もちろんやってもいいんですけど、体育の時間じゃなくてそれ以外の休み時間とか、そういうときにチャレンジしたもので報告をしてくださいと言っているところで、マイナス要因というのがあまり私には認識がありませんでした。希望制でやっているのだからあまり心配がないのかなと思いますけど、そこもちょっとリサーチをしてみたいと思います。

遠藤洋路 教育長

前はすごい熱心にあれをやっているところがあって、教育委員会も成績がいいところを表彰していたりして、それによって体罰とか、すごい子どもが大変みたいな事例が実際ありました

	<p>よね。最近あまりそこまで熱を上げてやっているという話もあまり聞かないし、教育委員会を挙げて以前のようにやっている雰囲気はないと思うんですけど、何かその辺で変えたんですか。</p>
松岡美幸 指導課長	<p>参加校の状況をお伝えしますと、本年度は93校中55校の参加で、昨年が57校、一昨年在65校、大体そのような形になっております。やり方も先ほど私が申し上げたような形で、やり方を最近すごく変えたということはありません。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>分かりました。だんだんやらなくなったというそんな感じなんですかね。でも全小学校と書いてあるけど、今の指導課長が上げてくれた数字は全校ではないわけですね。</p>
松岡美幸 指導課長	<p>こちらにエントリーされている学校の数が今、私が申し上げた数です。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>そうすると、全小学校対象に開催しているんだけど、その中でエントリーしてきたのがそれだけの学校ですよという、そういう意味ですか。</p>
松岡美幸 指導課長	<p>そうでございます。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>分かりました。 全小学校に周知はしているけど、自由参加で実際に参加している学校が五十数校という今のお話ですね。</p>
西山忠男 委員	<p>その長縄跳びがネガティブに捉えられているというのは、失敗した子がおまへのせいだといじめられると、そういうことなんですか。</p>
苦野一徳 委員	<p>そうですね。そのケースが多いみたいですね。検索するといっぱい出てきますよ。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>確かに以前は長縄跳びに関する苦情みたいなのは結構あったように思います。以前といいますか、私がここに来て当初の頃は。最近はあまり、体罰等審議会にもたしか長縄みたいなのが上がってきたことがありましたけど、最近は聞かないので、</p>

村田 禎 委員

あまりそんなに昔のようにスパルタではやっていないのかなというふうな気はしていました。

分かりました。

タイミングというのをうまくつかめずに、一生懸命練習しても跳べない、その子をもういっそのこと外してしまおうかみたいな、そういう話の流れになってしまったりするんですよね。そうすると、その子はもう長縄自体がというよりも、そのクラスでみんなと一緒に何かをすること自体もとても萎縮してしまうことにつながりかねないというのが一つ問題になったことがあるんですけど、だからここでエントリーは自由ということでそれはそれでいいとして、ただ冬の運動遊びの習慣化のためにやるというのであれば、それ自体もクラスでその子たちがみんなで何をしようかを自分たちで決めていけるのが一番理想かなと思います。

遠藤洋路 教育長

冬の運動遊びの習慣化のためには長縄跳びが適しているというような理由があるんですよね。

松岡美幸 指導課長

あくまでも私見になりますが、やはり体を動かすのが温まるということで夏に適しているというふうなことかなというふうに思っています。短い縄の縄跳びも冬にやることが多いし、長縄跳びということでクラスみんなで励まし合いながら運動を楽しんでくれればいいなという思いでやっておりましたけど、そのようなマイナスの側面もあるということも踏まえて、ルール等をもう一回1回確認をしたり、ちょっと考え直したりしてみたいなというふうに思います。

遠藤洋路 教育長

運動はほかにもいっぱいありますから、もしかしたらほかのことでみんなでもっと楽しめるものがあればそれはそのほうがいいかもしれませんし、長縄が一番経験上いいというんだったらそれは一つ意味のあることなのかもしれませんし、分かりました。

澤栄美 委員

中学校とかで全員リレーとか結構やりますよね。そのときに自分のこどもの学校で見たんだっか、やっぱり体がちょっと不自由なこどもさんとかはこのくらいで走る距離は終わらせるとか、車椅子を使うとか、指導の仕方というか、先生が決め

遠藤洋路 教育長

るんじゃないかってそういう不得意なこどもとか、ちょっとハンディがあるこどもはどんなふうに参加するとかというのをこどもたち自身が考える、そういったものになると、体力だけじゃなくてそれぞれの人への思いやりとか、そういったことが育つかなと思うので、そういう悲しい思いをする人がいるからやめようというって、それはもうみんなが同じ状況で参加するという前提で話しているの、そうじゃなくていろんなこどもがいるという前提でそういうこどもたちも楽しめるものにするにはどうしたらいいかというのを考える機会にもしてもらいたいかなというふうに思いました。

分かりました。

指導課でもそういう、ただ長縄跳びで何回跳べましたかじゃなくて、いろんな事例とか含めてぜひ学校のほうにも伝えていってもらえるといいかなと思います。

苦野一徳 委員

前にも教育委員会会議でお話ししたんですけど、私が好きなゆるスポというのがあって、ゆるスポーツという、ハンドボールソープとか、ハンドソープでぬるぬるにしてハンドボールをやるとか、いろんなそういうインクルーシブなスポーツがあって、こういうのも情報提供していけると面白いかなというのと、あとはこどもたちが自分たちで既存のルールを今、澤委員や村田委員がおっしゃったように自分たちで作り直して新しいスポーツをつくるとか、結構こういうのも今いろんなところでチャレンジされていて、割と面白いので、そういう機会を情報提供していてもいいんじゃないかなという気がいたします。

遠藤洋路 教育長

せっかくさっきあったようにチューブを使えるわけですから、何か面白そうなスポーツを自分たちで探してみんなでやってみるというのもいいかもしれませんね。

では、ほかになければ本件は以上といたします。

・報告(2)小中一貫教育及び小中連携教育に関する調査結果について

《松岡美幸 指導課長 提出理由説明》

遠藤洋路 教育長

この前言ったような気がするんですけど、この色遣いが「そう思う」が青で、「どちらかというと思う」がオレンジで、「どちらかというと思わない」が灰色で、「そう思わない」が黄色、「分からない」が水色と、一般的には「そう思う」と「どちらかというと思う」、同じような系統の色にして、「そう思わない」と「どちらかというと思わない」を同じ系統するんじゃないかということと、一貫と連携を比較したいのであれば、分かりやすいのは真ん中に「分からない」を置いて、左側が「そう思う」、右側が「そう思わない」というようにするとより違いが可視化しやすいのかなと思います。そこは工夫してみてください。

では、ほかになければ本件は以上といたします。

【非公開の審議】

日程第3 議事

- ・議第11号 熊本市いじめ防止等対策委員会(臨時部会)委員の委嘱について

《吉里麻紀 総合支援課長 提出理由説明》

〔採決〕 【原案どおり承認された】

- ・議第12号 臨時代理の報告について

《吉田康誠 健康教育課長 提出理由説明》

〔採決〕 【原案どおり承認された】

〔閉会〕

遠藤洋路 教育長

以上で本日の会議日程は全て終了いたしました。
ほかはないようでしたら、以上で令和7年2月定例教育委員会会議を閉会いたします。お疲れさまでした。